

1 防犯のまちづくりに関するこれまでの主な取組

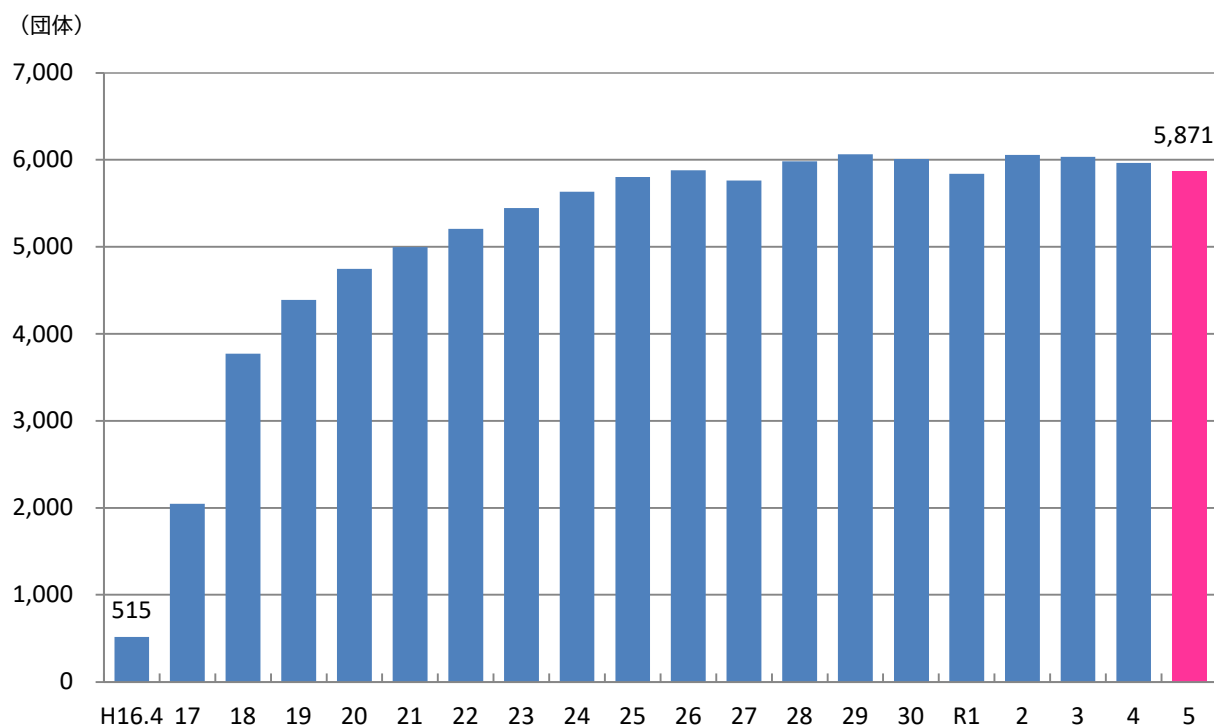
(1) 県民や事業者等の防犯意識の啓発

身近な犯罪の防止には、まず、県民や事業者等が「自分の安全は自分で守る」という防犯意識を高めていくことが第一歩です。犯罪を行おうとする者に付け入る「スキ」を与えないよう、犯罪に関する正しい認識を持ち、自ら行うことができる防犯対策を講じていくことが重要です。

そのため、ホームページ、広報紙、SNSなど、様々な広報媒体を活用し防犯に関する情報を発信しました。また、県職員が自治会の会合などに出席して最新の犯罪情勢や防犯対策などを分かりやすく説明する防犯のまちづくり出前講座等を実施しました。

事業者等に対しては、業種に応じた適切な防犯対策が講じられるよう、犯罪情報の提供や防犯指導などを実施しました。

「わがまち防犯隊」団体数の推移



(2) 自主防犯活動等の推進

① 自主防犯活動の充実

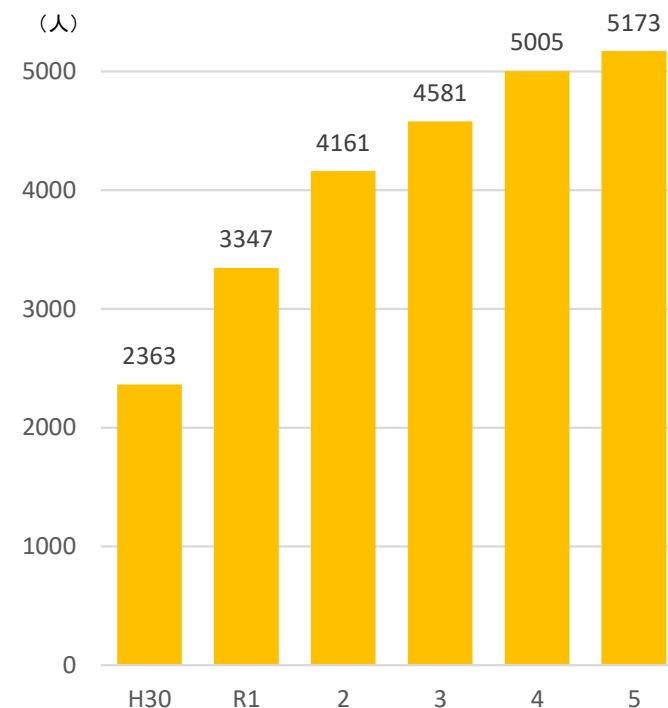
本県の自主防犯活動団体「わがまち防犯隊⁴」は、平成16年には515団体でしたが、平成18年には2,954団体に達し、東京都を抜いて全国第1位となりました。その後も1位を保ったまま、令和5年には5,871団体と、19年間で11倍以上に拡大しています。

県・警察では、その活動の充実を図るため、「わがまち防犯隊」を対象として、研修会、出前講座、現地指導等を実施しました。

また、周囲からの視認性が高く、高い防犯効果が期待される青色防犯パトロール車両による防犯パトロール⁵（青パト活動）への参加を促すため、新たに青パト活動を始める団体に対して、青色回転灯など装備品一式を提供する支援を行いました。その結果、令和5年度末で青パト車両763台が登録され、各地域でパトロールが実施されました。

さらに、ランニングやウォーキングなどの機会に地域の見守りなどの防犯活動を行う「防犯サポーター⁶」を募集しました。令和5年度末で5,173人の方が登録し、それぞれの地域で活動を行いました。

「防犯サポーター」登録者数の推移



4. 自主防犯活動団体の本県における愛称。 5. 青色回転灯を装備する自動車を使用し、かつ、青色回転灯を点灯させて行う自主防犯パトロール。 6. 個人で、ランニング・ウォーキングなどの機会に、地域の見守りなどの防犯活動をしていただく取組。

② 事業者等との連携の拡大

県及び警察は、令和5年度末までに県内で活動する158の事業者・団体と「埼玉県防犯のまちづくりに関する協定⁷」を締結しました。協定締結事業者等には犯罪や不審者を発見した場合の通報などの防犯活動のほか、独自の防犯の取組を行っていただきました。

また、各警察署においても地元の事業者等と地域安全協定⁸を締結しました。

事業者等との連携による防犯活動は、「わがまち防犯隊」の活動とともに、防犯のまちづくりを進めるうえで大きな力となりました。

埼玉県防犯のまちづくりに関する協定

主な協定の内容

- 事業者・団体ごとの特色を活かした防犯活動を宣言し、取り組む。
- 車両や事業所に防犯ステッカーを貼り、防犯のまちづくりをPRする。
- 事業所や店舗を「こども110番の家⁹」として地域のセーフティステーションの役割を担う。



〈防犯ステッカー〉



R5年度 158 事業者・団体

7. 防犯の取組に賛同していただける事業者・団体と県、警察の3者で締結する協定。 8. 自治体や防犯関係団体・地域の事業者等と警察による協定。 9. 何らかの被害に遭った、又は被害に遭いそうになった、と助けを求めてきた子供を保護する住宅や事業所。

③ 犯罪被害者等支援施策の充実

本県では、埼玉県犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者及びその家族や遺族に対する支援を推進しています。

県、警察及び公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター¹⁰の3機関で構成する「彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター」では、各機関の特色を活かした支援を迅速かつ途切れることなく提供しました。

特に、性犯罪・性暴力被害者の支援については、「性暴力等犯罪被害専用相談電話『アイリスホットライン』」において、24時間365日相談を受け付け、電話、対面、オンラインによる相談や医療費等の助成、病院等への付添いなどの支援を実施しました。

また、県では、犯罪被害者等の支援制度や各市町村に設置されている犯罪被害者等支援の総合的対応窓口の周知を図るとともに、市町村の担当者を対象とした研修を実施するなど、支援体制の強化に取り組みました。



10. 埼玉県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体の指定を受け、犯罪被害者等の各種支援活動を行う民間団体。

(3) 防犯環境の整備

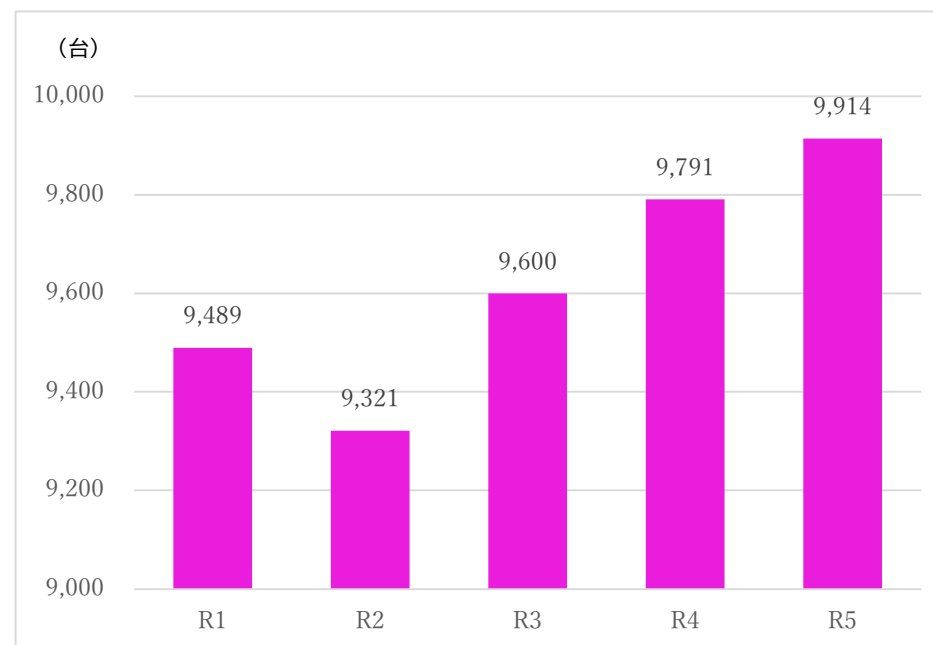
県では、条例に基づき、防犯のまちづくりを推進するための6つの指針（埼玉県防犯指針¹¹）を定めています。

「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」では、道路、公園、駐車場及び駐輪場について、犯罪の防止に配慮した構造や設備等に関する事項等を定め、市町村などへの助言を通じて、指針に基づいた防犯性の高い道路や公園等の整備を行いました。

「犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針」では、住宅の新築及び改修の計画・設計における防犯上の配慮事項等を示し、防犯性の高い住宅の普及を進めました。

「防犯カメラの設置と利用に関する指針」では、防犯カメラの設置及び利用の基準を示し、防犯カメラの適切な運用を図りました。また、県・警察では市町村による公共の場所への防犯カメラ設置を支援しました。

市町村が公共の場所に設置した防犯カメラ台数の推移



11. 埼玉県防犯のまちづくり推進条例に基づき、「学校等における児童等の安全を確保するための指針」、「通学路等における児童等の安全を確保するための指針」、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した住宅に関する指針」、「犯罪の防止に配慮した店舗の整備に関する指針」及び「防犯カメラの設置と利用に関する指針」の6つの指針で構成される。これらの指針に基づき、防犯に配慮した環境整備を進めることにより、犯罪を起こさせにくい地域社会の実現に資するもの。

(4) 子供を犯罪被害から守るための取組の推進

「埼玉県防犯指針」では、学校や通学路等における児童等の安全の確保を目的とした指針を定めています。

「学校等における児童等の安全を確保するための指針」は、学校や児童福祉施設等における不審者の侵入防止対策や施設・設備の点検整備、児童等への防犯教育など、児童等の安全を確保するための具体的な方策を定めたものです。この指針に基づき、学校等における危機管理マニュアルの作成及び教職員に対する防犯研修、施設・設備の安全点検及び管理、地域安全マップ¹²の作成、防犯教室の開催などを推進しました。

また、「通学路等における児童等の安全を確保するための指針」では、通学路や公園等の安全な環境の整備基準や地域住民等と連携した児童等の見守り活動などの具体的な方策を示しています。この指針に基づき、学校、PTA、自主防犯活動団体等と連携した通学路等のパトロール活動やこども110番の家など、子供を地域全体で守るための活動を支援しました。

(5) 規範意識の啓発

青少年の健全育成を図るため、非行防止キャンペーンを通じた啓発活動や、非行防止パトロール活動、街頭補導活動、学校や警察等の連携による小・中・高校生等を対象とした非行防止教室の開催等を推進し、青少年の規範意識の醸成に努めました。

また、青少年の立ち直りを支援するため、相談窓口の案内、地域の関係機関で構成される「いじめ・非行防止ネットワーク¹³」やスクール・サポーター¹⁴による学校への支援、少年サポートセンター¹⁵における学習支援や農業体験等の各種体験活動等を実施しました。さらに、有害な図書やインターネット上の違法・有害な情報などへの対応を図りました。

地域安全マップの例



12. 子供の安全を確保するために、通学路上の要注意箇所などを示した地図。子供たち自身が通学路などを点検し、犯罪が起こりやすい場所を地図にする作業を通じて、子供たちの被害防止（危険予測）能力が高まることが期待できる。また、保護者や地域住民にもマップづくりに参加してもらうことで、地域の防犯力向上にもつながる。13. いじめや非行、問題行動の未然防止を目的として、学校、市町村教育委員会、警察、地域ボランティア、民生・児童委員、PTA等で構成されるネットワークで、生徒指導に係る情報交換や取組についての協議、校内巡回や挨拶運動など地域の力を活用した幅広い支援を行う。

14. 問題行動が深刻化した中学校からの要請に基づいて派遣される会計年度任用職員（元警察官又は教員経験者）で、教職員と連携し、生徒の非行や問題行動への対応や、校内のパトロールを行うなど、生徒の健全育成と校内環境の正常化に向けた支援活動を行っている。15. 少年相談、街頭補導、非行防止教室、被害少年等に対する継続的な支援、広報啓発のための情報発信など少年の非行防止に向けた活動を行っており、県内では埼玉県警察少年サポートセンター（武蔵浦和ラムザタワー内）の他、川越、熊谷、越谷の各市に相談室が設置されている。

(6) 特殊詐欺対策

特殊詐欺被害を防止するため、特殊詐欺の発生状況、手口、被害防止対策などの情報発信や市町村が行う特殊詐欺対策事業への補助を実施したほか、関係機関・団体と連携し、防犯意識の醸成を図りました。

また、被害防止に有効な特殊詐欺対策機器の普及を目的とした体験型啓発活動「特殊詐欺被害防止ワークショップ」を実施しました。警察では、金融機関での研修会の実施やコンビニエンスストア店員が、利用者に注意を促すための「声掛けボード」の配布、市町村等と連携した戸別訪問などの被害防止対策を実施しました。

(7) 自転車盗防止対策

刑法犯認知件数に占める割合が最も高い自転車盗を防止するため、市町村等と連携し、施錠を呼びかけるキャンペーンを県内各地で実施しました。また、駐輪場における自転車への施錠を促す横断幕を設置するなど、駐輪場管理者と連携し自転車利用者に対する啓発を実施しました。

特殊詐欺の被害防止啓発のチラシ



自転車への施錠を促す横断幕



(8) 女性を犯罪から守るための取組

性犯罪など女性を狙った犯罪を防止するため、警察では女性への声かけ事案、不審者の出没等の情報収集・分析、行為者の特定及び積極的な指導・警告を実施しました。

また、女性が自ら自分自身を守るための犯罪情報や防犯対策情報を発信しました。

24 時間体制でストーカーやDV 事案等から発展する凶悪・重大事件の未然防止など、女性を犯罪から守る対策を講じました。

(9) 警察活動の充実強化

警察官 1 人当たりの人口負担率が全国一である本県では、平成 13 年度から平成 29 年度にかけて全国最多となる 2,895 人の警察官の増員を行いました。警察では増員された警察官を警察署の地域部門を中心に配置し現場の警察力を強化してきたほか、警察官不足を補完するため交番相談員¹⁶など会計年度任用職員の増員に努めました。

また、日々進化するサイバー犯罪に対応するため、情報通信技術に関する有識者をサイバー犯罪対策技術顧問に委嘱し、サイバー犯罪捜査及び対策に関する助言や最新の情報通信技術に関する情報提供を受けるなど、民間の知見を取り入れました。

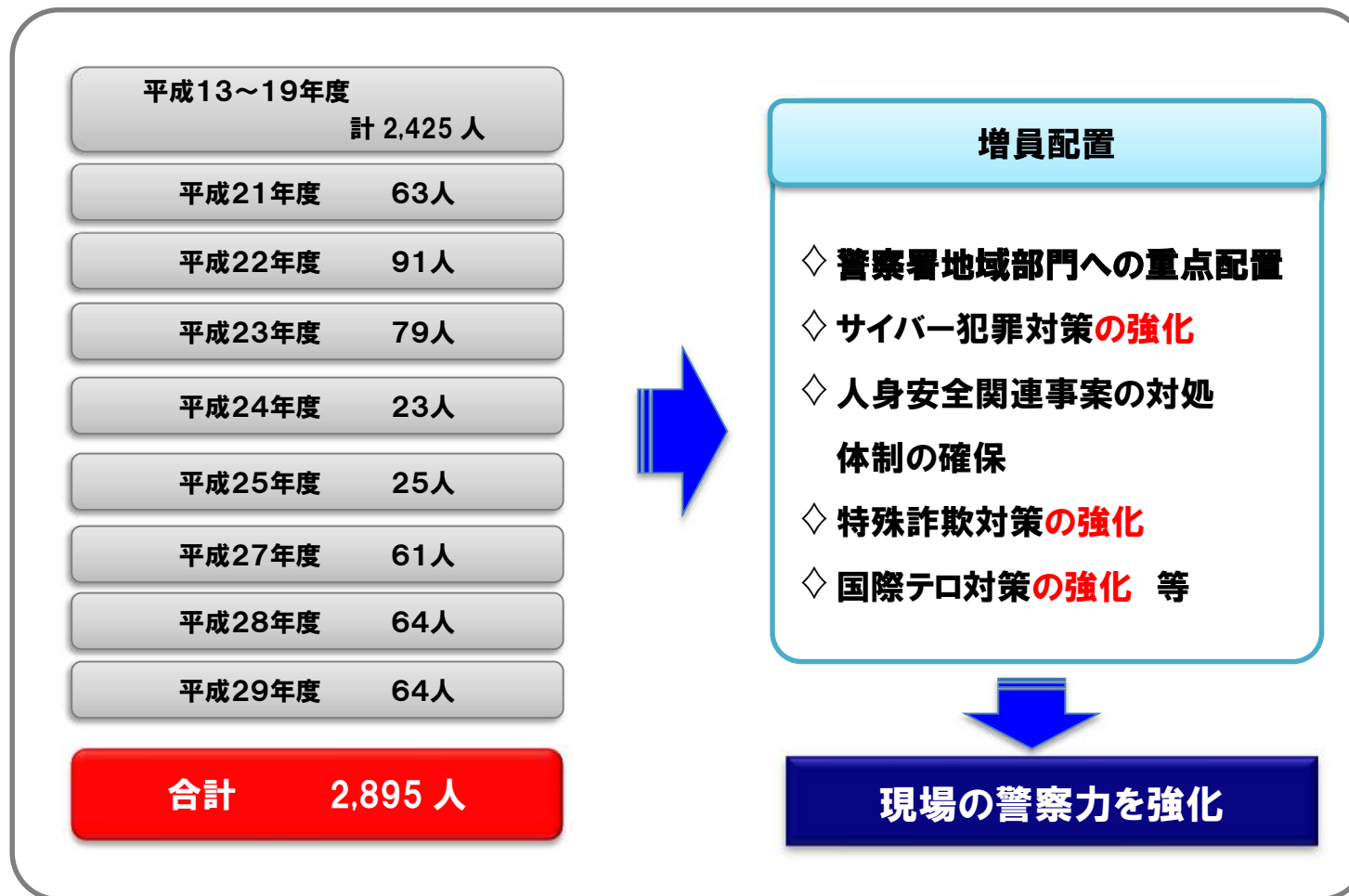
その他、職員の民間企業への派遣や民間企業が行う講習の受講など、職員のサイバー犯罪に対する対処能力の強化を図りました。

女性を狙った犯罪の被害防止対策を促す広報紙



16. 交番において地理案内、各種相談等の処理、事件・事故等の届出に対する連絡、通報、遺失届等の受理を行う会計年度任用職員。街頭活動による警察官の一時不在を補完するため、すべての交番、派遣所に配置している。

警察官の増員状況と配置

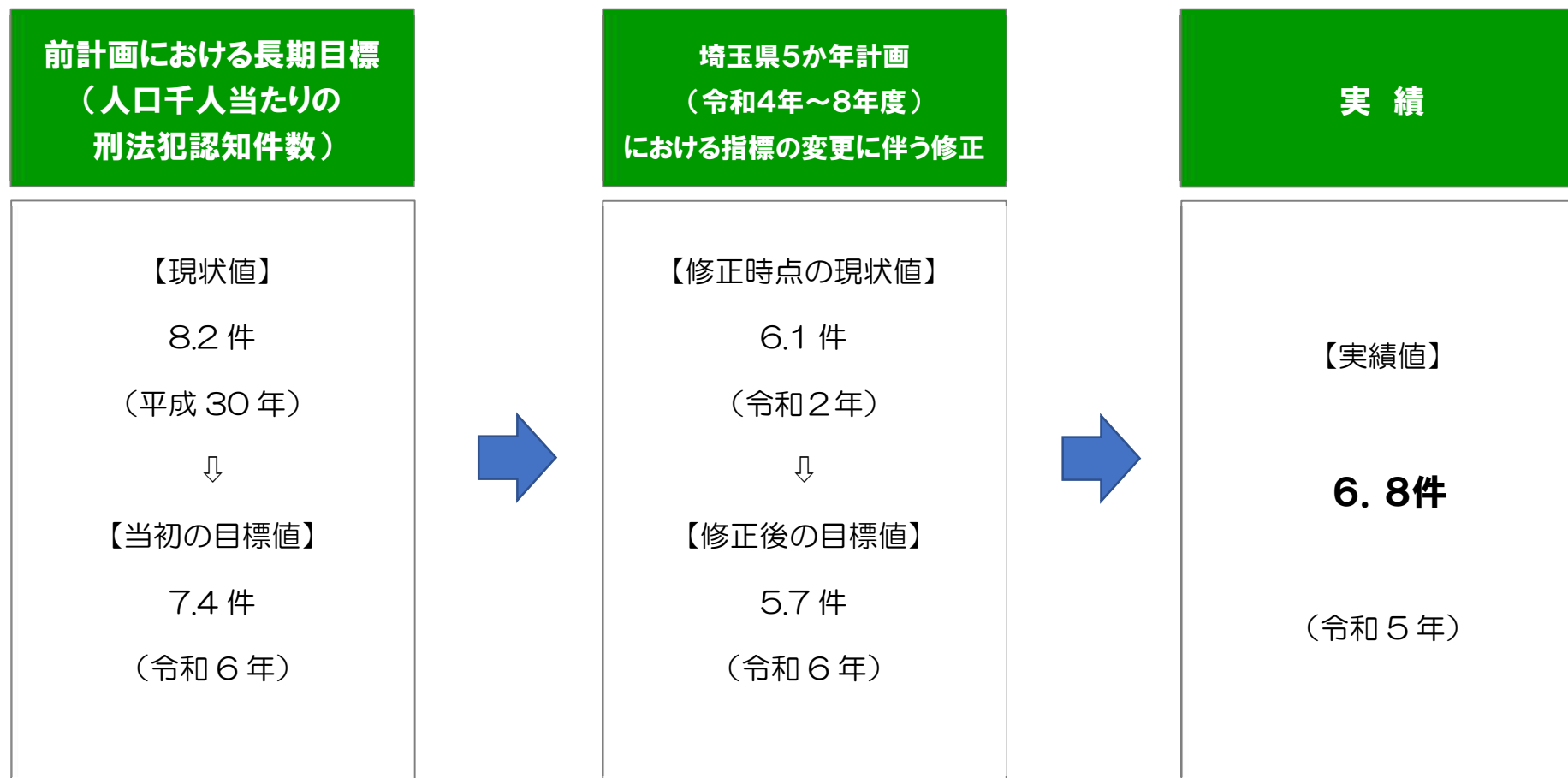


2 これまでの成果

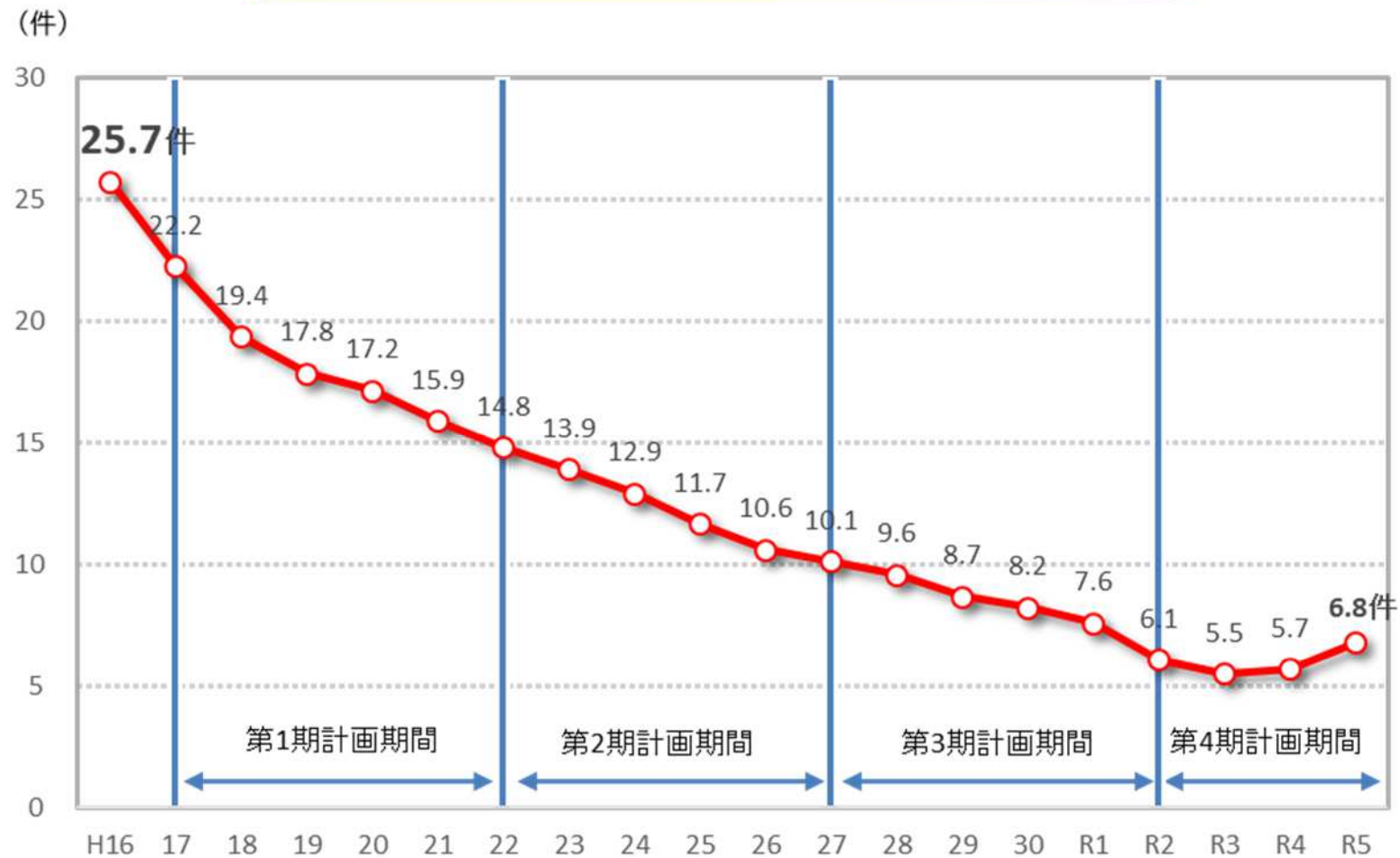
(1) 長期目標の達成状況

前計画では、当初の長期目標として人口千人当たりの刑法犯認知件数を平成30年の8.2件から10%減少させ、令和6年には7.4件以下とすることを掲げました。県民、事業者、自主防犯活動団体、市町村及び県・警察が一体となって防犯のまちづくりを推進した結果、令和2年に刑法犯認知件数が6.1件となり計画策定時の目標が達成されたことから、目標値を5.7件以下に上方修正しました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う行動制限の緩和が進み社会活動が活発になったことなどの影響により、令和5年における人口千人当たりの刑法犯認知件数は、6.8件に増加しました。



埼玉県の人人口千人当たりの刑法犯認知件数の推移



第3章 これまでの主な取組と成果

(2) 施策指標の達成状況

埼玉県防犯のまちづくり推進計画では、各施策に可能な限り数値目標を設定しています。前計画の達成状況は以下のとおりです。（本計画策定時）

指標名	前計画策定時の現状値	前計画における目標値	達成状況
(1) 自分の安全は自分で守るという防犯意識の高揚を図る			
県職員による防犯のまちづくり出前講座の受講者数	8,847 人/年度 (平成 30 年度)	15,000 人/年度	6,507 人/年度 (令和 5 年度)
防犯のまちづくりホームページへのアクセス件数	5,607 件/月 (平成 30 年度)	6,000 件/月	5,152 件/月 (令和 5 年度)
(2) お互いが支え合う地域社会の形成を図る			
自主防犯活動が実施されている地域の割合	88.9% (平成 30 年度)	90% (令和 6 年度)	86% (令和 5 年度)
自主防犯活動団体への研修	4,096 団体 (平成 27～30 年度)	全団体 (令和 2～6 年度)	4,323 団体 (令和 2 年度～5 年度)
青色防犯パトロール車両台数	682 台 (平成 30 年度)	1,000 台 (令和 6 年度)	763 台 (令和 5 年度)
埼玉県防犯のまちづくりに関する協定締結事業者・団体数	121 事業者・団体 (平成 30 年度)	160 事業者・団体 (令和 6 年度)	158 事業者・団体 (令和 5 年度)
(3) 安全な都市環境の整備を図る			
県内（市町村等）の防犯カメラの設置台数	8,989 台 (平成 30 年度)	10,000 台 (令和 6 年度)	9,914 台 (令和 5 年度)
空家等対策計画策定市町村数	34 市町村 (平成 30 年度)	50 市町村 (令和 7 年度)	48 市町村 (令和 5 年度)
(4) 子供を犯罪被害から守る			
通学路等における子供の見守り活動実施率（公立小学校、義務教育学校）	100% (平成 30 年度)	100% (令和 6 年度)	100% (令和 5 年度)
こども 110 番の家の数	69,445 か所 (平成 30 年度)	70,000 か所 (令和 6 年度)	67,560 か所 (令和 5 年度)
各学校における教職員対象の防犯研修会の実施率（公立小・中・義・高・特別支援学校）	100% (平成 30 年度)	100% (令和 6 年度)	100% (令和 5 年度)
児童生徒を対象とした防犯教育（防犯教室等）の実施率（公立小・中・義・高・特別支援学校）	100% (平成 30 年度)	100% (令和 6 年度)	100% (令和 5 年度)
学校等における地域安全マップの更新（見直し）実施率（公立小・中・義務教育学校）	95% (平成 30 年度)	100% (令和 6 年度)	100% (令和 5 年度)

第3章 これまでの主な取組と成果

指標名	前計画策定時の現状値	前計画における目標値	達成状況
(5) 規範意識の高揚を図る			
学校における非行防止教室の実施率（公立小・中・義・高等学校）	100%（平成 30 年度）	100%（令和 6 年度）	100%（令和 5 年度）
声かけを行う非行防止夜間パトロールの実施市町村	56 市町村（平成 30 年度）	57 市町村（令和 6 年度）	56 市町村（令和 5 年度）
(6) 県民に多大なる不安を与える犯罪・多発する犯罪への対策を図る			
「お達者訪問事業」の訪問世帯数	単身・夫婦高齢者全世帯 （平成 30 年度）	単身・夫婦高齢者全世帯 （令和 6 年度）	単身・夫婦高齢者全世帯 （令和 5 年度）
全市町村による「振り込め詐欺被害防止ワークショップ」の開催	—	全市町村（令和 6 年度）	24 市町村（令和 5 年度）
女性の安全・安心ネットワーク ¹⁷ 参加団体数	29 団体（平成 30 年度）	100 団体（令和 6 年度）	56 団体（令和 5 年度）
自転車盗の認知件数	17,026 件（平成 30 年）	15,000 件（令和 6 年）	13,622 件（令和 5 年）

17. 女性の防犯力向上を目的とした行政・企業・大学等のネットワーク。